

SATO社会保険労務士法人 News Letter

2018年8月号 (No.108)

今月の特集

・働き方改革



働き方改革

2018年7月6日、今国会の最大のテーマであった「働き方改革関連法」(正式名:働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)が成立しました。

これにより労働基準法をはじめとする関連法令が一括して改正され2019年4月から順次施行されることとなります。

今回はそもそも「働き方改革とは何か」を焦点として記載いたしました。

※「働き方改革関連法」は一つの法律を指すのではなく、労働基準法、労働契約法等合計8つの労働法で構成されています。

《背景》

働き方改革は日本経済再生が理念となっています。日本は少子高齢化の問題を抱えています。将来に向かって労働力人口が減少していくことは日本の抱える最も重大な問題です。

労働力人口の減少は経済には大きなマイナス要因となり将来の私たちの生活に深刻な影響を及ぼすこととなります。

今後日本がどのようになっていくかも見通しながら

真剣に考えなくてはいけないかもしれません、労働環境を整備し、労働参加率の向上を図ること。働く人の能力を最大限に発揮し一人一人の労働生産性が上がるようにすること。その為に企業がイノベーションを促進していくこと。企業の成長と分配の好循環を生み出すことに繋げる。これらを実現することで人口問題は解決でき、引いては日本の経済は成長する。働き方改革はその実現のための法整備であると捉えられると思います。



《働き方改革の基本的な考え方》

※「働き方改革実現計画概要」から抜粋

・働く人の視点に立って、労働制度の抜本的改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの。働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようになる

・働き方改革こそが労働生産性を改善する為の最良の手段。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される。社会問題であるとともに経済問題。

・雇用情勢が好転している今こそ、政労使が3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要。これにより、人々が人生を豊かに生きていく、中間層が厚みを増し、消費を押し上げ、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになる。

《課題と解決策》

※「働き方改革実現計画概要」から抜粋

【課題1】正規、非正規の不合理な処遇の差
正当な処遇がなされていないという気持ちを「非正規」労働者に起こさせ、頑張ろうという意欲をなくしている。

(解決策)

世の中から「非正規」という言葉を一掃していく。正規と非正規の理由なき格差を埋めていけば、自分

の能力を評価されている納得感が醸成。納得感は労働者が働くモチベーションを誘引するインセンティブとして重要、それによって労働生産性が向上していく。

【課題2】長時間労働

健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となっている。

(解決策)

長時間労働を自慢するかのよう風潮が蔓延・常識化している現状を変えていく

長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつく。経営者は、どのように働いてもらうかに関心を高め、単位時間当たりの労働生産性向上につなげる。

【課題3】単線型の日本のキャリアパス

ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい。

(解決策)

転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行を確立すれば、自分に合った働き方を選択して自らキャリアを設計可能に。付加価値の高い産業への転職・再就職を通じて国全体の生産性の向上にも寄与。

《実現するために》

実現する為には各種法整備が必要となります。

2018年7月6日に雇用保険対策法が改正され基本方針と下記の政府が講じる施策が明記されました。

(条文では「国は総合的に講じなければいけない」となっています)

- ・労働時間の短縮その他の労働条件の改善
- ・多様な就業形態の普及
- ・雇用形態又は就業形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保
- ・仕事と生活(育児、介護、治療)の両立

具体的な内容は労働基準法等の個々の関係法令で定められ2019年4月1日以降順次施行されます。

以下概略です。

- ・時間外労働について特別な事情がある場合でも上限を年720時間と設定。「業務上止むを得ない」などはこの特別な事情にはあたらない。
- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止。
- ・一定日数の年次有給休暇の確実な取得
- ・労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする
- ・フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する
- ・特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設
- ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない
- ・正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備
- ・正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化

詳細は下記でご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000308289.pdf>



【発行元】

SATO社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階

TEL: (03) 6831-3310